11. 財政計画

廃棄物処理施設の整備には、多額の財源の確保、資金調達が必要となることから、一般財源のほか、交付金、地方債等が用いられる。

なお、運営事業に対する財源措置は無く、全てを一般財源で賄う必要がある。

11.1 交付金

廃棄物処理施設整備に適用可能な交付金の比較を表 11-1 に示す。

廃棄物処理施設整備に適用可能な交付金は、令和3年3月現在、循環型社会形成推進交付金と二酸化炭素排出抑制地策事業費交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金があり、PFI方式やDBO方式で一般廃棄物処理施設整備事業を行う場合でも本制度等を活用できる。

なお、令和3年度に循環型社会形成推進交付金制度が改正され、既存焼却施設の解体費用 への交付要件が変更になる見込みである。本制度を活用する場合は、その交付要件について 県に確認する必要がある。

二酸化炭素排出抑制地策事業費交付金 交付金の種類 循環型社会形成推進交付金 上酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 エネルギー回収型廃棄物処理施設※1 1. エネルギー回収型廃棄物処理施設※1 マテリアルリサイクル推進施設※2 対象施設 3. 最終処分場 浄化槽 等 ・対象施設の新設及び増設 ・対象施設の新設 (本工事費、附帯工事費、解体工事費の一部 (本工事費、附帯工事費、解体工事費の一部 等) 対象事業 ・廃棄物処理施設の基幹改良事業 対象施設への先進的設備導入事業上記に伴 ・最終処分場の延命化事業 う計画支援事業ならびに長寿命化総合計画 ・上記に伴う計画支援事業ならびに長寿命化 策定支援事業 総合計画策定支援事業 交付限度額 ・原則、対象事業の1/3、一部1/2 ・同左(1/2の範囲は若干異なる) エネルギー回 1. エネルギー回収率 15.0%相当以上(1/3) ·エネルギー回収率 15.0%相当以上 収に係る要件 2. エネルギー回収率 19.0%相当以上(1/2) (180t/日の場合) 交付を受けるために必要なエネルギー回収 1/2 交付率の交付対象範囲が 3R 交付金よ 率は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補 りも広く、イニシャルコストの面で有利と 助金よりも厳しいが、発電した電力は、固 なるが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等 特徴 補助金を活用した場合、発電した電力は固 定価格買取制度で売電可能 定価格買取制度で売電できない

表 11-1 廃棄物処理施設整備に適用可能な交付金の比較

※1:第2期焼却施設整備事業における、第2期焼却施設建設工事が該当 ※2:第2期焼却施設整備事業における、ストックヤード整備工事が該当

11.2 地方債

一般廃棄物処理施設の整備には地方債(一般廃棄物処理事業債)の充当も行われ、令和2年度における総務省が定める地方債の充当率は、補助対象事業で90%(交付金を差し引いた金額に対して)、交付金対象外事業で75%である2。また、地方債の元利償還金については、基準財政需要額に算入され、基準財政収入額を上回る場合(地方交付税交付団体のみ)に補

² 令和 2 年総務省告示第 129 号 (改正:令和 2 年総務省告示第 184 号)

助対象事業で50%が、単独事業で30%が後年に交付税措置³により国から手当される。なお、 一般廃棄物処理事業債の償還条件は、据え置き3年、償還期間17年である。

11.3 一般財源

交付金および地方債で充当できない資金については、一般財源を充当することになる。なお、廃棄物処理施設の整備では多額の費用を要することから、一般財源分の工面として設置している基金の増額を検討する。

11.4 財源計画

国の循環型社会形成推進交付金を活用した場合の財源計画の考え方を図 11-1 に示す。

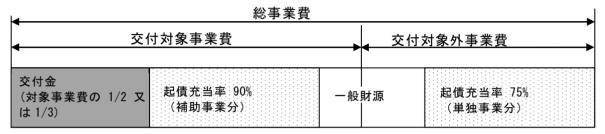


図 11-1 廃棄物処理施設整備に係る財源計画の考え方

³ 基礎財政収入額と基礎財政需要額の差を地方交付税交付金により国が補填する制度。地方債の元利償還金は、 基礎財政需要額に算入することができる。